

支所機能のあり方（素案）について

1. 支所機能のあり方検討の背景（見直しの必要性）

（1）平成 1 7 年と平成 2 3 年の 2 度の合併

- 一体的で均衡ある市民サービスの向上
- 行財政の効率化など合併の効果を生かしたまちづくりの推進

（2）支所が果たしてきた役割

- 地域住民に密着した行政サービスの提供
- 地域自治区（地域協議会）の事務所
- 防災拠点としての機能

（3）これまでの支所組織の段階的な見直し

- 合併時に、総務、管理系の業務を本庁に集約
- その後、税務、健康福祉業務に係る課の統合、税の賦課業務の本庁への集約等
- 平成 2 5 年度から現在の体制（住民、戸籍、健康福祉等の窓口サービス中心）
※斐川支所は、平成 2 8 年 4 月に、4 課を 3 課とする組織の見直しを行った。

（4）「げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち出雲」の実現に向けて

- 出雲未来図、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の着実な実施
- 将来においても持続可能な市政運営の確立のため、たゆまぬ行財政改革の推進
- 特に、人口減少や少子化、超高齢社会に対応したまちづくりは、市全体の重点課題

（5）支所機能のあり方検討の背景（見直しの必要性）

- 地域自治区（地域協議会）については、一定の役割を終えたため、平成 2 8 年度末をもって廃止した。
- コミュニティセンター単位の地区災害対策本部体制の整備が進む中、防災体制における支所のあり方の検討が必要な時期を迎えている。
- 老朽化している支所庁舎の対応の検討の中で、将来における支所機能のあり方についてもあわせて検討すべきとの意見があった。
- 2 市 4 町の合併からは 1 2 年、斐川町との合併からは 6 年が経過し、新市としての一体感が醸成されてきた。
- 新たな行政課題に的確に対応でき、簡素で効果的、効率的な組織の構築を目指す中で、市全体として取り組んでいくべき業務と支所において必要とされる業務の十分な精査が必要である。
- 以上のことから、本庁と支所の果たすべき役割について、検討することとした。

2. 支所機能のあり方（素案）について

（1）これまでの検討状況

平成29年2月、支所機能のあり方に関する庁内検討委員会を立ち上げ、これまで、5回の検討委員会を開催し、検討を重ねてきた。

- 現在、支所が担っている業務内容・業務量の現状把握
- 検討にあたっての主な論点の洗出しと考え方の整理
- 想定される支所機能のあり方パターンの検討
- 他自治体の事例調査、議会行財政改革特別委員会の行政視察に同行
- 地域におけるまちづくり、防災拠点のあり方に関する課題整理
- 支所業務、本庁業務における課題整理

（2）考慮すべき課題及び方向性

検討の中で、考慮すべき項目として、以下のような課題が挙げられた。

- ①現状として支所の窓口利用が一定程度あるほか、先般スタートした住民票等のコンビニ交付サービスについて、今後のマイナンバーカードの普及を含め、市の窓口利用件数への影響など、状況を見ていく必要があること
- ②地域のまちづくり業務については、平成28年度末をもって旧市町ごとに置いていた地域協議会を廃止したが、支所が関わる地域活動などにおいて、旧市町を単位とする取組事例が残っていること
- ③防災業務については、地区災害対策本部体制の構築を進める中、支所としての役割をさらに検証していく必要があること
- ④斐川町との合併からは、6年が経過したところであり、斐川地域を含めた全市的な支所の再編の実施には、今しばらくは時間が必要であると考えられること
- ⑤選択肢の一つとして、支所に替えてコミュニティセンターにおいて行政事務の一部を行う方向性については、支所を廃止する場合の延長線上としての検討事項であると考えられること

これらの課題を踏まえ、検討を行った結果、

- 「支所の再編」や「コミュニティセンターとの関わり方」については、今後も、支所業務の状況を見ながら、幅広く議論していくべき事項である。
 - 一方、「組織、業務の見直し」については、本庁・支所に関わらず、新たな行政課題への対応、簡素で効果的、効率的な行政運営を図るために、不断の見直しをしていかなければならない。
 - 現在おかれている支所の役割や状況を踏まえると、支所における機能は、地域のまちづくりや防災業務において一定の役割を担いつつ、住民に密着した窓口サービスに重点を置く方向が望ましいと考えられる。
 - 個々の業務については、市全体として本庁が取り組んでいくべき業務と支所において必要とされる業務を十分に精査する必要がある。
- との判断から、「支所機能のあり方」の（素案）として、次の方向性で検討を進めているところである。

(3) 支所機能のあり方（素案）

- ①現在の6支所を、住民に密着した窓口サービスに重点を置く（仮称）行政サービスセンターとして、従来どおり旧市町の区域に配置し、地域のまちづくりや防災業務においても一定の役割を担うものとする。
- ②人員体制については、見直し後の業務に見合った職員数を配置する。
- ③斐川地域における農業関連業務については、政策的に独自の体制をとっていることや合併経過年数の違いを考慮し、現状業務を維持する方向で配慮する。
- ④将来的に、旧市町の区域にこだわらない（仮称）行政サービスセンターの再編・統合やそれに伴うコミュニティセンターのあり方については、状況を見ながら、今後も幅広く議論していく必要があると考えている。

なお、庁舎については、施設に係る経費縮減の観点から、コミュニティセンターとの併設は、有力な選択肢の一つである。

また、近年、テレビ電話やタブレットなどICTの技術が進展しており、住民サービスや行政事務においてICTの利活用を検討していくべき時期であると考えている。

(1)（仮称）行政サービスセンターにおける業務

① 住民窓口サービス（業務）

- ア 住民戸籍に関する異動届出の受付とそれら手続に連動した諸手続及び福祉系の届出受付業務
- イ 住民戸籍及び税金に関する各種証明書交付
- ウ 税・手数料等の収納業務

② 市政全般に係る一次相談業務

- ア 地域からの意見や、道路、生活環境等の一次的な相談
- イ 必要に応じて本庁への取次ぎ

③ 地域における情報収集等及び自治組織の活動支援に関する業務

- ア 地域からの情報収集、地域への情報提供
- イ 地域自治組織の主体的な活動への支援
※人口減少対策、地域活性化、産業・雇用創出など、いわゆる政策的な事務事業は、本庁が担う。

④ 地域における防災業務

- ア 地域における初動対応
※休日・夜間対応を含め、本庁からの応援職員体制を強化する。

⑤ その他（緊急性が高いもの）

- ア 現場確認等、緊急性が高いものについて、初動対応を行う。

(2) 本庁の対応

- ① 予算執行及び許認可等の行政処分については、基本的に全て本庁が行う。
- ② (1)以外の業務は本庁に集約するが、必要に応じて地域担当制を設ける。
- ③ 土木系業務などで、（仮称）行政サービスセンターに職員を配置した方が、効果的・効率的であるものについては、特定のセンターに本庁職員として駐在させる。

《実施時期》 平成31年4月1日（予定）